

水とみどりの景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書
善福寺川・神田川・妙正寺川沿い周辺地区 高さ 10m未満かつ延べ面積 500 m ² 未満
(1) 形態・意匠・色彩
①形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、水辺の自然環境や周辺建築物との調和を図る。
記載欄
②色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」(杉並区景観計画 P. 96) に定める基準に適合したものとする。
記載欄
(2) 公開空地・外構・緑化等
①敷地内はできる限り緑化を図る。
記載欄
②塀や柵は、できる限り生け垣とする。
記載欄
上記以外で特に景観に配慮した事項
記載欄